

第3章 給与・旅費・分限・懲戒

○富山地区広域圏事務組合職員の給与等に関する条例

昭和47年8月11日条例第7号

改正 昭和59年2月21日条例第2号

平成16年3月25日条例第1号

令和2年3月3日条例第1号

令和4年10月28日条例第1号

(給与・勤務時間・その他の勤務条件)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「公務員法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項で準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定に基づく職員（公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を含む。以下同じ。）の給与、勤務時間その他の勤務条件は、富山市の給与、勤務時間その他の勤務条件の例による。

(旅費)

第2条 公務のため旅行する職員に対して支給する旅費は、富山市職員の旅費の例による。

(職員の分限に関する手続き及び効果並びに失職の特例)

第3条 公務員法第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づく職員の休職及び降給の事由、降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果並びに失職の特例については、富山市職員の休職及び降給の事由、降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果並びに失職の特例の例による。

(職員の懲戒の手続き及び効果)

第4条 公務員法第29条第4項の規定に基づく職員の懲戒の手続き及び効果については、富山市職員の懲戒の手続き及び効果の例による。

(職務に専念する義務の特例)

第5条 公務員法第35条の規定に基づく職員の職務の専念する義務の特例については、富山市職員の職務に専念する義務の特例の例による。

(サービスの宣誓)

第6条 公務員法第31条の規程に基づく職員のサービスの宣誓については、富山市職員のサービスの宣誓例による。

(人事行政の運営等の状況の公表)

第7条 公務員法第58条の2の規程に基づく人事行政の運営等の状況の公表については、富山市の人事行政の運営等の状況の公表の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、富山市職員の給与に関する条例（昭和27年条例第684号）附則第5項及び第6項の規定については、公務員法第52条第3項に規定する管理職員等（富山市から派遣された職員に限る。）である職員に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○クリーンセンター職員通勤手当支給基準

昭和58年1月31日理事長決裁
改正 昭和59年1月30日理事長決裁
昭和60年3月31日理事長決裁
昭和61年3月31日理事長決裁
昭和63年4月21日理事長決裁
平成2年3月12日理事長決裁
平成3年3月7日理事長決裁
平成5年3月22日理事長決裁

自動車の使用距離1キロメートル当り594円の割合で算出した額（自動車の使用距離が30キロメートルを超える場合は、片道30キロメートルとして算出される額）

附 則

この基準は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年1月30日理事長決裁）

この基準は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月31日理事長決裁）

この基準は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月31日理事長決裁）

この基準は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月21日理事長決裁）

この基準は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月12日理事長決裁）

この基準は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月7日理事長決裁）

この基準は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月22日理事長決裁）

この基準は、平成5年4月1日から適用する。

○衛生センター職員通勤手当支給基準

平成26年3月25日理事長決裁

衛生センター職員通勤手当については、クリーンセンター職員通勤手当支給基準を適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

○富山地区広域圏職員特殊勤務手当基準

平成13年3月29日理事長決裁
 改正 平成15年3月19日理事長決裁
 平成22年5月28日理事長決裁
 平成25年3月22日理事長決裁
 平成26年3月25日理事長決裁

富山地区広域圏職員の特殊勤務手当の支給基準については、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この基準は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 富山地区広域圏クリーンセンター夜間業務手当基準及び富山地区広域圏リサイクルセンター不燃ごみ処理困難物従事作業手当基準は、廃止する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

別表

特 殊 勤 務 手 当 基 準 表

手当の種類	支給対象となる業務	対象職員の所属の範囲	手当の額
1 ごみ処理等施設管理業務手当	(1) 施設管理業務 ①施設の保守点検若しくは維持補修のため工場内の業務又は作業に2時間以上従事したとき。 ②ごみ搬入の検査、調査若しくは指導の業務又は作業に2時間以上従事したとき。	クリーンセンター リサイクルセンター	(1) ・勤務1回 300円 (一般職) ・勤務1回 900円 (現業職)
	(2) ごみ処理業務		(2) ・勤務1回 400円 (一般職、2直の勤務にあっては800円) ・勤務1回 1,000円 (現業職、2直の勤務にあっては2,000円)

2 深夜勤務手当	深夜勤務（午後10時後翌日午前5時前の間）においてごみ処理業務に従事したとき。	クリーンセンター	・勤務1回 1,020円
3 現場危険等手当	作業環境が劣悪な箇所で行う工事監督、技術指導検査若しくは調査業務又は作業に従事したとき。	クリーンセンター リサイクルセンター 衛生センター	・勤務1回 400円
4 ダイオキシン類等ばく露作業手当	(1) 厚生労働省が定める「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」の対象作業のうち、第3管理区分作業場での作業に2時間以上従事したとき。	クリーンセンター	(1) ・勤務1回 1,400円 （一般職） （但し、従事した時間が5時間未満のときは、900円） ・勤務1回 2,000円 （現業職） （但し、従事した時間が5時間未満のときは、1,500円）
	(2) 厚生労働省が定める「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」の対象作業のうち、前号の作業を除く、粉じん除去作業、灰押出機内部不燃物取り出し作業及び酸欠・高温現場作業に2時間以上従事したとき。		(2) ・勤務1回 600円 （一般職） （但し、従事した時間が5時間未満のときは、500円） ・勤務1回 1,200円 （現業職） （但し、従事した時間が5時間未満のときは、1,100円）
5 自動車運転手当	大型自動車等によりごみ運搬業務に従事したとき。	クリーンセンター リサイクルセンター	・日額 300円
6 し尿処理等施設管理業務手当	(1) 施設管理業務 施設の保守点検若しくは維持補修のため工場内の業務又は作業に2時間以上従事したとき。	衛生センター	(1) ・勤務1回 300円 （一般職） ・勤務1回 900円 （現業職）
	(2) し尿処理業務		(2) ・勤務1回 400円 （一般職） ・勤務1回 1,000円 （現業職）

備考

手当の支給単位とされている日において又は勤務1回の間において、2以上の手当の支給対象となる業務又は作業に従事したときは、いずれかの一の手当（それぞれの額が異なるときは、いずれか額の高い手当）を支給する。ただし、夜間特殊勤務手当又は自動車運転手当と他の手当のいずれかについては併給することができる。

○富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例

昭和59年8月10日条例第4号
改正 平成21年2月19日条例第1号
平成22年2月19日条例第1号
令和4年10月28日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 理事長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各号で規定を実施するために必要な手続は、理事長が別に定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 理事長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、富山地区広域圏事務組合職員の給与等に関する条例（昭和47年条例第7号）第1条の規定により、富山市職員の給与に関する条例（平成17年富山市条例第62号）第9条の規定の例により管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 理事長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降

任等をすること。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと。

3 理事長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理

監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 理事長は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 理事長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 理事長は、前条本文の規定によるほか、組合を組織する市町村の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用について

は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 理事長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則（平成21年2月19日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月19日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員で次の表の左欄に掲げるものの定年については、この条例による改正後の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる年齢とする。

昭和24年4月1日以前に生まれた者	年齢63年
昭和24年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者	年齢62年
昭和27年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	年齢61年

附 則（令和4年10月28日条例第1号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 理事長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正

前の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 理事長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 理事長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3）25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4）25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改

正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 理事長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 理事長は、前条第1項の規定によるほか、組合を組織する市町村における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、理事長は、前条第2項の規定によるほか、組合を組織する市町村における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当

該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 理事長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、理事長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 理事長は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合を組織する市町村における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、理事長は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合を組織する市町村における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 理事長は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定

める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

○富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する規則

令和5年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年富山地区広域圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 理事長は、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合には、職員に対して、その旨を記載した辞令書を交付しなければならない。条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合及び同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合もまた同様とする。

2 理事長は、勤務延長を行う場合には、あらかじめ書面により職員の同意を得なければならない。条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合及び同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合もまた同様とする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第3条 理事長は、条例第8条に規定する他の職への降任等を行う場合には、当該職員に対し、その旨を記載した辞令書を交付しなければならない。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第4条 理事長は、異動期間を延長する場合には、当該職員に対し、その旨を記載した辞令書を交付しなければならない。異動期間の期限を繰り上げる場合もまた同様とする。

2 理事長は、条例第9条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ書面により当該職員の同意を得なければならない。条例第9条第3項の規定により他の管理監督職（条例第6条に規定する職をいう。次項において同じ。）に降任等をする場合もまた同様とする。

3 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(定年前再任用)

第5条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 理事長は、定年前再任用を行う場合には、当該職員に対して、その旨を記載した辞令書を交付しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)

2 第2条の規定は、富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年富山地区広域圏事務組合条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第2条第1項の規定により、同項に定める各期限を延長した場合について準用する。

(改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

3 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正条例第1条の規定による改正後の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例(附則第8項及び附則第10項において「新条例」という。)第3条に規定する定年(以下「新定年」という。)が基準日の前日における新定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第1条の規定による改正前の富山地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年(次項において「旧定年」という。))を超える職(当該職に係る定年が新定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年(同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

5 改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この号及び次項において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6 理事長は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第3条第3項(改正条例附則第4条第3項、第5条第3項又は第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合には、当該職員に対し、その旨を記載した辞令書を交付しなければならない。

7 理事長は、改正条例附則第3条第3項(改正条例附則第4条第3項、第5条第3項又は第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ書面により当該職員の同意を得なければならない。

(改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び定年前再任用短時

間勤務職員)

8 改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年相当年齢が新定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

9 改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年相当年齢に達している者とする。

10 改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。